

JAPAN UMPIRE 審判員規則

I. 概要

公認審判員「JAPAN UMPIRE」(以下審判員)とは一般社団法人 J.D.U.公認の審判員の総称であり、運営するトーナメントツアー「SOFT DARTS PROFESSIONAL TOUR JAPAN (以下 JAPAN)」の審判をおこなうことができます。

本規則は、JAPAN の試合に対し、適正公平に審判することを目的とします。

II. 関連

A) 一般社団法人 J.D.U. (以下 J.D.U.)

ソフトダーツの普及を目指し、JAPAN を運営しています。

B) JAPAN 選手(以下選手)

J.D.U.の認めた JAPAN 出場資格をもつ者を指します。

C) SOFT DARTS PROFESSIONAL TOUR JAPAN プロ規定(以下規定)

J.D.U.管轄のすべてのトーナメントについて適用される規定です。

D) DARTSLIVE 社製「DARTSLIVE2EX 筐体および DARTSLIVE3 筐体」(以下公式マシン)

JAPAN に使用される公式マシンです。

E) JAPAN 実行委員会(以下実行委員会)

J.D.U.より任命された委員会で、トーナメントの運営および規定に付属する全ての事柄における最終決定権をもっています。

F) JAPAN OFFICIAL WEBSITE(以下 Web)

JAPAN に関する公式情報を掲載した Web サイトです。

審判員を含む最新情報は Web にてご確認ください。

G) JAPAN 事務局(以下事務局)

J.D.U.が運営する、選手と J.D.U.との窓口となる機関です。

H) UMPIRE 運営事務局(以下 UMPIRE 事務局)

J.D.U.が運営する、公認審判員と J.D.U.との窓口となる機関です。

審判員に関するお問い合わせは、JAPAN 事務局ではなく UMPIRE 事務局までお問い合わせください。

I) JAPAN コントロールデスク(以下コントロールデスク)

JAPAN 開催当日に実行委員会、事務局のスタッフが滞在し、JAPAN の運営をおこないます。

メンバーおよび会場内の該当場所を指します。

III. 審判員資格の取得

審判員資格は、Web 試験を受け合格、もしくは J.D.U.が認めた者が取得することができます。

A) 受験資格

- ① 18 歳以上(高校生不可)であること
- ② 日本国内在住であること
- ③ 日本語での読み書き、コミュニケーションがとれること
- ④ 定期的に審判員活動をおこなう意思があること

B) 資格取得手順

- ① Web に記載された「公認審判員ライセンス申し込みフォーム」に必要事項を入力します。
- ② 受験資格を満足すると判断された方宛に、UMPIRE 事務局から受験案内メールが送信されます。
- ③ 受験案内メール内の URL より、「公認審判員 WEB 試験」を受験ください。
- ④ WEB 試験に合格後、画面に表示される「合格ナンバー(4 桁)」を UMPIRE 事務局宛にメール送信ください。
- ⑤ UMPIRE 事務局より審判員登録完了メールが送信され、公認審判員ライセンス取得となります。
登録完了メール内に記載されている「公認審判員仮 ID」は、初回審判員活動エントリー時に必要となります。

C) WEB 試験内容

WEB 試験は、本規則の内容から出題されます。

30 問より構成され、全て選択形式となります。

IV. 審判員活動申し込み

審判員活動への参加には、審判員活動をおこなう大会のエントリーが必要となります。

A) 審判員活動エントリー方法

- ① Web よりエントリー可能な大会を確認します。
- ② 審判員活動にエントリーする大会別フォームにアクセスします。
- ③ フォームに必要事項を入力します。
 1. 公認審判員仮 ID *初回エントリー時のみ
 2. UMPIRE ライセンス ID *UMPIRE ライセンスカードに記載された ID、カード所有者のみ
 3. 氏名
 4. 電話番号
- ④ フォーム送信後、UMPIRE 事務局よりエントリー確定メールを送信します。
- ⑤ エントリー確定メールをもって、大会エントリー確定となります。

B) 注意事項

- ① 各大会の審判員募集定員は大会毎に異なり、先着順となります。
- ② 公認審判員 大会エントリーフォーム送信後でも、審判員が満枠の場合エントリー確定とならない場合があります。
必ず、UMPIRE 事務局からのエントリー確定メールをご確認ください。

- ③ 審判員活動は「15 時～20 時」を想定しています。基本的に 20 時までの対応前提でエントリーしてください。
- ④ エントリーをキャンセルする場合、大会前日の 17 時までに事務局宛にメール連絡が必要です。
- ⑤ 無断キャンセルした場合は、審判員ライセンスの剥奪、該当年度のライセンス再取得不可となる場合がございます。予めご注意ください。

V. 会員情報

A) 情報の管理

審判員情報は、J.D.U.が運営する UMPIRE 事務局が管理をおこない、その取扱いについては厳重におこなうものとします。

B) ライセンス

審判員ライセンスを取得した後、審判員活動の初回実施時に UMPIRE ライセンスカード(DARTSLIVE CARD)を発行・配布いたします。UMPIRE ライセンスカードには UMPIRE ライセンス ID が記載されています。

UMPIRE ライセンス ID は、次回審判員活動エントリー時に必要となります。

また、UMPIRE ライセンスカードには、漢字もしくはカタカナで氏名を明記しなければならず、それ以外で記入した場合は、審判員活動開始までに変更しなければなりません。

C) UMPIREライセンスカードの携帯義務

審判員は、審判員活動をおこなう場合、必ずライセンスカードを携帯しなければなりません。携帯していなかった場合、そのトーナメントに審判として参加することができません。

紛失、忘れた場合などは、会場で再発行(有料)をおこない、ただちに氏名およびIDを記入しなければなりません。また、UMPIREライセンスカードを本来の目的以外で使用することは認められていません。

他人への譲渡や転売をおこなった事実が発覚した場合、除名処分となる場合がございます。

D) UMPIREライセンスID

UMPIREライセンスIDはUMPIREライセンスカード発行順となります。ライセンスカード発行は審判員活動対象大会順、審判員活動エントリー順にて順番に発行されます。

E) 報告

審判員は、氏名、住所、連絡先などの変更等が発生した場合、UMPIRE 事務局に変更連絡をする必要があります。変更連絡を怠り連絡が取れない場合、除名されることもあります。

VI. 試合中の審判員の裁定および得点記録

A) 審判員は、公平かつ速やかに試合が進行するよう、当該試合のすべての権利を有します。

B) 審判員は、コントロールデスクの指示のもと、審判をおこなう試合が決定されます。審判員が試合を選択することはできません。

- C) 審判員は、試合中、審判席に審判員ライセンスカードを掲示もしくは専用バインダーに収納し、提示を求められた際に掲示できるようにしなければなりません。
- D) 審判員は、審判席に一般観客が座っている場合、一般観客に対し速やかに移動するよう注意をおこなってください。
- E) 審判員は、20 歳未満の選手が掲げている「20 歳未満表示」を試合中に限り、選手が審判員へ預けることを希望した場合、預かる必要があります。また、試合後に「20 歳未満表示」を該当選手へ返却します。
- F) 当該試合の選手及び審判が試合台に揃った時点で、選手は 2 スローまでおこなえるものとします。
- G) 審判員は、コーク時のジャッジ、誤反応の修正以外は審判席に座り、スコアの記入および試合の監視をおこないます。通常のゲーム進行に関しては、選手自身がおこなうものとします。
- H) 審判員は、コーク確認時に刺さったダーツに触れることはできません。ただし、刺さっているダーツが障害となり判断できない場合などは、選手に宣言し、ダーツに触れて確認することができます。その際選手の異議は一切認められません。
- I) 審判員は、選手が最後のダーツを投げ終わり、次の選手が投げる前までにスコアを記入するよう努めなければなりません。
- J) 審判員は、ダーツボードを確認できる位置で、常にプレイの状態を監視し続けなければなりません。
- K) 審判員は、ダーツを投じてダーツボードにダーツが刺さっている状態でマシンが誤反応を示した場合、マシン操作をおこない該当する誤反応のスコアを戻し、ダーツが刺さっている箇所を押下して点数を修正するものとします。ただし、得点されたにもかかわらず矢が刺さらなかった場合は、反応した場所の得点となります。選手がダーツボードからダーツを抜いてしまった後の得点に対する異議申し立ては受け付けません。
- L) 審判員は、選手に対し得点および残り点数を教えることはできるが、フィニッシュの方法を教えることはできません。
- M) 審判員は、試合の状況確認などのためにタイムアウトが取れる。これは回数の制限はないものとします。
- N) 審判員は、試合終了後、当該試合出場選手にスコアの確認及びスコアシートへのサインを受けるとともに、スコアシートを速やかにコントロールデスクに提出しなければなりません。また、サイン後にスコアに間違いがあった場合は修正することができません。
- O) 審判員は、該当試合の選手に対して著しくスポーツマンらしくない品行(暴言や相手選手への妨害など)であるとみなしたとき、試合を中断しコントロールデスクに報告しなければなりません。

- P) 審判員は、裁定が困難であると判断した場合及びマシントラブルが起きた場合は、速やかにコントロールデスクに報告をしなければなりません。
- Q) 審判をおこなう際、「審判員の服装」に定められた服装で審判をおこなわなければなりません。
- R) 試合中、審判員が体調不良などの理由で試合を続行できない場合、該当試合の選手および審判員の三者同意のもとコントロールデスクに報告し実行委員会に判断を仰いでください。

VII. 試合エリア

A) 選手エリア

選手エリアとは、マシンから審判席後方の赤いラインまでを指します。

選手エリアには、試合中の選手および審判、実行委員会が認めたスタッフのみ入ることができ、一般観客及び試合中以外の選手は入ることができません。

B) プレーイングエリア

プレーイングエリアとは、マシンの左右 30cm・スローイングライン後方 60cmの範囲を指します。

プレーイングエリアライン(台と台との境界線)がある場合は、決してそのラインを越えてはならない。ただし線上は認めるものとする。

選手がプレーイングエリアの左右線上に立って投げる場合、先に投げている選手を優先します。また、同時に構えに入った場合は、基本的に左のマシンの選手を優先するものとします。

VIII. 資格の取り消しと処分

A) 処分について

以下の行為が認められた場合、処分が科せられます。

- ① 審判員活動にエントリーをした上で、事前連絡なしにキャンセル(大会当日に会場内コントロールデスクにて出席確認をおこなわなかった)場合。
- ② 会場内指定の場所以外での飲食および喫煙をおこなった場合。
- ③ 審判員活動中にアルコール飲料を摂取した場合。
- ④ コントロールデスクの指示に従わなかった場合。
- ⑤ JAPAN 選手から不適切である行動が報告された場合。
- ⑥ 代理人をたてて審判員活動をおこなわせた場合、発覚した時点で、本人、代理人双方に処分が科せられます。
- ⑦ 公序良俗に反する行為をおこなった場合。
- ⑧ 本規則に違反した場合。

B) 除名について

以下に該当する審判員は、以後除名されます。

- ① 審判員本人より審判員資格返還の申し出があり、J.D.U.もしくは実行委員会が受理した場合。
- ② J.D.U.の名誉を傷つける、またはJ.D.U.の目的に違反する行為があった場合。
- ③ 反社会的勢力である、もしくは反社会勢力とかかわりがある、法令違反をしている、法令違反をしていたとJ.D.U.または実行委員会が判断した場合。

④ 刑法に違反し有罪となった場合。

C) 処分内容について

処分内容は、除名、厳重注意、注意に分類され、それぞれ以下の内容となります。

処分は事務局が制定し、実行委員会または J.D.U.により決定されます。

① 除名

審判員資格の剥奪、一定期間内の審判員資格の取得ができません。

また、参加大会数や審判試合数は全てリセットされます。

② 厳重注意

JAPAN 該当年度内に同様の処分もしくはそれ以上の処分が下された場合、除名が科せられます。

③ 注意

JAPAN 該当年度内に同様の処分もしくはそれ以上の処分が下された場合、厳重注意もしくは除名が科せられます。

IX. その他

A) 審判員は、J.D.U.の管理するイベントおよび撮影に協力する義務が生じます。

B) 審判員は、審判員活動をおこなう大会の当日の審判講習会に参加する義務が生じます。

C) 審判員活動中は、全ての審判員が J.D.U.の定めるユニフォームを着用し、審判員ライセンスカードを携帯しなければなりません。

D) J.D.U.管轄の全てのトーナメントについての大会映像等の動画、スチールなどに対しての審判員の肖像権等の権利は J.D.U.が管理し、運用するものとします。J.D.U.は、これらの動画、スチールなどを自ら利用すること、第三者に利用を許諾すること、もしくは他社に著作権等を譲渡することができるものとし、審判員はいずれの場合においても、J.D.U.または J.D.U.から許諾を受けた者、J.D.U.から著作権の譲渡を受けた者に対して、自己の肖像権等につき何らの異議を申し出ることとはできないものとします。

E) 審判員に関する大会会場内での一切に対し、本規則に定められていない内容は、J.D.U.または実行委員会が判断するものとします。

F) 20 歳未満の審判員は、トーナメント会場内では必ず J.D.U.指定する「20 歳未満表示」を視認できる位置に装着しなければなりません。

G) 会場内および施設内の動画撮影は禁止といたします。また、Web 上の動画の営利目的での転載、掲載についても禁止といたします。

X. 審判員の服装

A) 審判員の服装は、襟付き指定シャツ、ズボン、シューズに対し対象といたします。

B) 襟付き指定シャツについて、J.D.U.の指定するシャツを着用してください。

C) ズボンについて、ズボン丈はかかとまであるものとし、手入れされたスラックスまたは白もしくは黒単色のジーンズ、チノパンを着用してください。丈にポケットがある、ダメージやペイント、刺繍が施されたズボンなど、事務局が不適切と判断した場合は着用できません。

D) シューズについて、革靴もしくはスニーカーを着用してください。サンダルやヒール、ミュールは着用できません。

E) 帽子など頭に着用する衣類は着用できません。但し、宗教上の理由や病気の怪我等の理由で着用が必要とされる場合は、実行委員会もしくは事務局に了承を得ればこの限りではありません。

- F) 審判員の服装は、大会当日の出席確認時に実行委員会もしくは事務局が確認します。
- G) 会場内の気温を鑑み実行委員会もしくは事務局判断で、審判中の上着の着用が可能となる場合があります。

XI. その他

- A) J.D.U.管轄の全てのトーナメントについての大会映像等の動画、スチールなどに対しての審判員の肖像権等の権利は J.D.U.が管理し、運用するものとする。審判員は、J.D.U.または J.D.U.から許諾を受けた者、J.D.U.から著作権の譲渡を受けた者に対し、自己の肖像権等につき何らの異議を申し出ることとはできないものとする。
- B) 審判員に関する大会会場内での一切に対し、本規則に定められていない内容は、J.D.U.または実行委員会が判断するものとする。

全ての権限は実行委員会にあり、スムーズな運営の為、状況に応じて本規則に記載のない事項に関する決定およびルール変更をおこなう場合があります。

以上
2023 年 2 月 28 日